

令和6年度ながくてひろば（せいかつ）入会保護者 各位

長久手市子ども部子ども未来課長

令和6年度ながくてひろば（せいかつクラス）入会説明のご案内（通知）

1 ながくてひろば（せいかつ）への入会に向けての準備

	期限	提出方法	備考
① 4月1日以降の春休みの出欠確認	令和6年 3月12日(火)	コドモンアプリによる登録	<ul style="list-style-type: none"> ・コドモンアプリで出欠確認をとります。 ・ごきょうだいで入会される場合はお一人ずつ入力してください。 ・入力方法は同封するコドモンの資料をご参照ください。
② 令和6年度ながくてひろば（せいかつ）緊急連絡先確認票	(新規家庭) 最初の参加日に提出	入会するせいかつクラスへ	<ul style="list-style-type: none"> ・きょうだいで入会決定されている場合は、ご家庭で1枚の提出です。 ・きょうだいの内、お一人でもせいかつクラスに在籍されている場合は、在籍しているせいかつクラスに提出してください。
	(在籍家庭) 3月12日(火)	在籍するせいかつクラスへ	

2 令和6年度ながくてひろば（せいかつ）の入会を辞退される場合

入会を辞退をされる場合は、市HPより「ながくてひろば利用辞退・退会届」をダウンロードの上、**令和6年3月8日(金)**までに市役所子ども未来課まで提出してください。（郵送可。電話連絡不可。）提出期限を過ぎた場合、利用料がかかる場合があります。

〈郵送宛先〉 〒480-1196 長久手市岩作城の内60番地1
長久手市役所 子ども部 子ども未来課 児童係

3 ながくてひろば利用料減免申請

下記の減免対象にあたる世帯は、ながくてひろば利用料が免除になります。申請方法に沿って御申請ください。「ながくてひろば利用料減免申請書」については、市HPに掲載しています。申請不要の世帯については、「減免決定通知書」をお送りしています。

減免対象	免除	申請方法
きょうだい割（同じ利用区分同じコースに二人以上の児童が所属する世帯）	2人目以降 半額免除	申請不要。対象者については自動的に免除します。
就学援助対象世帯	半額免除	「ながくてひろば利用料減免申請書」「就学援助認定通知書の写し」を子ども未来課へ提出。 ※提出された翌月分より免除します。

市町村民税が非課税世帯（扶養義務者含む）	半額免除	案内では申請が不要としていましたが、受給状況に変更があることから「ながくてひろば利用料減免申請書」を子ども未来課へ提出ください。
児童扶養手当の受給資格者世帯（全額支給停止除く）		案内では申請が不要としていましたが、受給状況に変更があることから「ながくてひろば利用料減免申請書」を子ども未来課へ提出ください。
生活保護世帯	全額免除	「ながくてひろば利用料減免申請書」を子ども未来課へ提出。※提出された翌月分より免除します。

4. 【令和6年度ながくてひろば（せいかつ）入会のご案内】

1 名称及び所在等

名称	所在	電話番号	土曜日保育場所
		FAX番号	
南せいかつクラス	南小学校(喜婦嶽702番地)	(0561) 41-8610	青少年児童センター内(合同保育)
南せいかつクラス分室	長久手南児童館(長配二丁目1003番地)	090-9280-3184	
北せいかつクラス	北小学校(池田77番地)	(0561) 41-8590	
北せいかつクラス分室	長久手北児童館(段の上2901番地)	090-9795-5745	
長久手せいかつクラス	青少年児童センター(岩作中島7番地1)	070-3799-7487	
市が洞せいかつクラス	市が洞小学校(市が洞一丁目1203番地)	(0561) 64-2016	
市が洞せいかつクラス分室 ※	市が洞児童館(市が洞一丁目401番)	(0561) 64-5621 (0561) 63-1158	
西せいかつクラス	長久手西児童館(久保山2110番地)	070-4759-2693	
東せいかつクラス	東小学校(前熊前山174番地)	(0561) 41-8213	
東せいかつクラス分室	上郷児童館(前熊前山173番地3)	070-7567-9463	

※市が洞せいかつクラス分室は「㈱ポピンズエデュケア」、他6クラスは、「㈱トライグループ」に運営委託します。

2 入会許可期間

入会許可日から翌年3月31日までとします。※年度ごとに入会申込みが必要です。

3 開設日時

	開設時間
月曜日から金曜日(休日を除く。)	下校時～午後7時※
始業式、短縮授業期間、終業式等の日	下校時～午後7時※
夏休み、冬休み、春休みの学校休業期間中	午前7時30分～午後7時※
土曜日利用(申込者のみ)	午前7時30分～午後7時※
臨時の学校休業日(警報時、南海トラフ地震に関連する情報発令時を除く。)例:学校行事代休日など	午前7時30分～午後7時※
日曜日	休日
国民の祝日(振替休日を含む)	
12月29日から翌年の1月3日まで	

※従来の早朝利用許可はなくなりました。

4 昼食・おやつ

- (1) 夏、春、冬休みなどの学校休業期間中、臨時の学校休業日などは、弁当とお茶を持参してください。保管時における衛生面に十分配慮しますが、いたみやすい食材は避けてください。
- (2) せいかつクラスでは、おやつとして市販のお菓子等を用意します。アレルギーなどで用意したおやつが食

べられない場合は、各自で用意していただくことがあります。(利用料の減額はありませぬ。)

- (3) 長期休暇時における昼食(お弁当)の斡旋を検討しています。こちらについては、4月にアンケートを行い需要を把握したうえで、令和6年度の夏休みからの実施を検討しています。

5 費用(ながくてひろば利用料せいかつ)

- (1) せいかつA(月14日以下)は、1人月額5,000円、8月は8,000円です。せいかつB(月15日以上)は、1人月額6,000円、8月は9,000円です。
- (2) 利用料の納付は、原則口座振替での納付となります。口座振替できない場合は納付書による納付となります。納付後の返還は原則としていたしません。
- (3) 利用料の減免制度があります。「3ながくてひろば利用料減免申請について」をご参照ください。

6 保護者による送り迎え

- (1) 保護者が責任をもって送迎してください。
- (2) 勤務終了後は速やかにお迎えに来てください。時間が変更になる場合は、コドモンで受付します。コドモンの受付可能時間は、学校がある平日午後1時まで、長期休暇・始業式等の早い下校の日は、せいかつクラス開所時間までです。それ以降の変更ややむを得ない事情により開設時間内までにお迎えに来ることができない時は、必ずせいかつクラスへ電話連絡してください。
- (3) 送迎時間を守れない(開設時間を過ぎてのお迎えが頻繁にある)、無断欠席が続くなど規則を守らない場合は、退会していただくことがあります。
- (4) 送迎時には、必ず職員に声をかけてお子さんの受け渡しをしてください。
- (5) 送迎の方が保護者以外の代理の方、中学生以上のきょうだいの場合は、必ず前もって代理の方の名前と連絡先をせいかつクラスへ連絡してください。確認できない場合は、事故防止のためお子さんの受け渡しができませぬ。また、申込書に記載されていない中学生以上のきょうだいの場合は送迎できません。希望される場合は、「加入申込内容変更届」によって届け出てください。
- (6) 車で送迎される際は、周りの方に迷惑にならないよう十分に注意し、車を離れるときはエンジンを切ってください。また、送迎は速やかに行ってください。

7 欠席の事前報告

- (1) 欠席の場合は、必ず前もって小学校、せいかつクラス両方に連絡してください。
(※児童が学校で早退した場合も必ずせいかつクラスまで連絡してください。)
- (2) 夏、春、冬休みなどの学校休業期間中、土曜保育、臨時の学校休業日、始業式等の早い下校日においては、欠席の連絡をせいかつクラス開所時間までにコドモンで連絡してください。
- (3) 児童が学校を欠席した日、保護者(父・母のどちらか)の勤務のない日、休暇、シフト等により児童の下校時刻に保護者が在宅できる場合は、せいかつクラスもお休みとしてください。
- (4) 連絡はコドモンで受付します。コドモンでの受付可能時間は、「6保護者による送り迎え(2)」の記載内容をご参照ください。

8 その他

- (1) 持ち物には、すべて見やすいところに氏名を記入していただき、お金、おもちゃ、お菓子などは持たせないでください。
- (2) 夏休み、冬休み等の部活動は自宅から登校していただきます。終了後は学校の下校同様、直接せいかつクラスに下校が可能です。部活動に参加し、その後せいかつクラスを利用される場合は、事前に予定を職員まで申し出てください。申出がない場合は、せいかつクラスを利用できませんので御注意ください。
- (3) 緊急連絡時には、勤務先に連絡しますので御了承ください。
- (4) せいかつクラスに着替え以外のものは置かないようにしてください。
- (5) せいかつクラス終了後に忘れ物を取りに戻ることはできませんので御注意ください。
- (6) 利用料を滞納される場合は、退会していただくことがあります。
- (7) 例年6月頃、就労状況の確認を行います。

9 各種届出について

下記に該当される場合は、必ず届出が必要となります。必要書類をそろえて加入中のせいかつクラスまたは、市役所子ども未来課(郵送可)へ提出期限までに提出してください。なお、各書類については、市役所子ども未来課にも用意があります。市ホームページからもダウンロード可能です。



	提出書類	提出期限	注意事項
年度途中で利用コースを辞退・退会する場合	「ながくてひろば利用辞退・退会届（第10号様式）」	退会する月の前々月の末日 (例) 8/31 までで退会したい→6月末日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・提出期限を過ぎた場合は1日も利用されていない場合でも、その月の活動費がかかります。 ・口座振替がされた場合は、振替口座に還付します。手続きには約1か月かかります。 ・休会は1年度内で2か月まで可能です。 (例：一時的にせいかつの利用が必要でなくなった場合、保護者の転職活動など) ・1年度内で休会が2か月を超える場合は、退会していただきます。
年度途中で休会する場合	「ながくてひろば利用休会届（第11号様式）」	休会する月の前々月の末日 (例) 8月中休みたい→6月末日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・利用区分の変更は、児童一人に対して年度内で2回まで可能です。利用コースを辞退し、新たにながくてひろばに入会した場合も変更できません。
年度途中で利用コースを変更する場合	「ながくてひろば入会変更届（第8-1号様式）」	変更する月の前々月の末日 (例) 8月中休みたい→6月末日まで	<ul style="list-style-type: none"> ・育児休暇期間の延長等により入会日が変更になる場合は、当初入会日の前月の最後の開設日までに届出が必要となります。届出がない場合は、1日も利用されていない場合でも当初入会日より利用料がかかります。 ・就労以外の要件で加入されている場合は、別途添付書類が必要な場合があります。子ども未来課までお問合せください。
申込内容から変更がある場合	「就労内容等変更届（第8-2号様式）」 ※下記①②に該当する場合は、添付書類要	変更になる前の月の最後の開設日	<ul style="list-style-type: none"> ・ながくてひろば（せいかつ）加入条件に満たない場合は、退会していただく場合があります。 ・勤務先、勤務条件が同じで勤務地のみの変更の場合、「R6ながくてひろば用就労証明（申告）書」の提出は不要です。「就労内容等変更届（第8-2号様式）」を提出してください。
	①保護者の勤務先、勤務条件等変更の場合 「R6ながくてひろば用就労証明（申告）書」	書類が整い次第速やかに提出してください。	<ul style="list-style-type: none"> ・入会する年度途中で保護者の出産休暇に入る場合、出産予定月を中心に産前2か月、産後2か月の5か月間内に限り、ながくてひろば（せいかつ）を利用できます。出産休暇5か月を過ぎて、その後育児休暇を取得される場合は退会となります。別途退会の手続きをしてください。 (例) 7月が出産予定月の場合・・・5～9月の5か月間 (例) 3月が出産予定月の場合・・・1～3月の3か月間
	②年度途中で保護者が出産休暇に入る場合 「母子手帳」の写し（表紙と予定分娩日の記載があるページの写し）		

○その他

- ・「警報発令、南海トラフ地震に関連する情報発令時の措置等」は市HPに掲載しています。
- ・お子様の個別のご相談及びご質問については入会するせいかつクラスまでご連絡ください。
- ・入会、申請、利用料等に関するお問合せについては、市HPのお問合せフォーム又は市役所子ども未来課までご連絡ください。

(問合せ先：長久手市子ども部子ども未来課児童係 TEL0561-56-0616)